

平成 27 年 2 月 9 日

京都消費者契約ネットワークが行っていた差止請求に係る上告受理申立てに対する決定（平成 27 年 1 月 20 日付け）について

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき下記の事項を公表する。

適格消費者団体である特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワークが行っていた下記 2 . 記載の事業者（以下「相手方」という。）に対する上告受理の申立てについて、同申立ては受理すべきとは認められない旨の決定（平成 27 年 1 月 20 日付け）がされ、相手方の行っていた附带上告受理の申立ては効力を失い、相手方に対する差止請求を認容した控訴審判決が確定しましたのでお知らせいたします。

## 記

1 . 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク  
理事長 高畠 英弘

2 . 事業者等の氏名又は名称

・株式会社セレマ 代表取締役 齋藤 武雄

（参考）控訴審判決の概要

[http://www.caa.go.jp/planning/pdf/130125\\_hanketsukousei.pdf](http://www.caa.go.jp/planning/pdf/130125_hanketsukousei.pdf)

3 . 当該判決又は裁判外の和解に関する改善措置情報（ ）の概要

なし

（ ） 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第 14 条、第 28 条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03 - 3507 - 9264

URL：http://www.caa.go.jp/planning/index.html